

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第一条関係）		別表第一（第一条関係）	
備考	備考	備考	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
組織	組織	組織	組織
(略)	(略)	(略)	(略)
知事部局	知事部局	知事部局	知事部局
本庁	本庁	本庁	本庁
職	職	職	職
(略)	(略)	(略)	(略)
担当課長	担当課長	担当課長	担当課長
デジタル県庁推進担当課長	担当課長	担当課長	担当課長
交通対策担当課長	担当課長	担当課長	担当課長
高等教育担当課長	担当課長	担当課長	担当課長
新型コロナウイルス感染症対策担当課長	担当課長	担当課長	担当課長
医療機能強化担当課長	担当課長	担当課長	担当課長
ため池・農地防災担当課長	担当課長	担当課長	担当課長
建設DX担当課長	担当課長	担当課長	担当課長
政策監（人事委員会の定めるものに限る。）	政策監（人事委員会の定めるものに限る。）	政策監（人事委員会の定めるものに限る。）	政策監（人事委員会の定めるものに限る。）
(略)	(略)	(略)	(略)

附則

この人事委員会規則は、令和三年四月一日から施行する。